

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

1 見直しの概要

医学生修学資金の返還免除要件に係る知事が指定する公的医療機関等への従事に関し、心臓血管外科医師として従事する場合は例外的に取り扱うこととする。

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

2 背景

(1) 現行制度（返還免除要件）

- ①大学卒業後、1年6か月以内に医師免許を取得すること
- ②医師免許取得後、直ちに県内の公的医療機関等で医師の業務に従事すること
- ③②の医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた1.5倍の期間に達すること
- ④③の期間のうち、1／2の期間は知事が指定する公的医療機関等で医師の業務に従事すること
→秋田市外の医療機関

【参考】秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム

2 ページ抜粋

(2)知事指定期間について

- ① 卒後 3 年目以降、最大 4 年間は、知事が指定する公的医療機関等で勤務する必要があります。
- ② 指定時期は、希望するコースや診療科の事情によってタイミングが異なります。
- ③ 指定先は、あきた医師総合支援センターが登録先の専門研修プログラム責任者及び本人と調整の上、県の地域医療対策協議会の医師配置調整部会で審議し、県知事が指定します。
- ④ 指定先は、現在（令和 6 年 4 月現在）のところ、医師少数区域等の公的医療機関等（3 ページの表グループⅡまたはⅢ）となります。

【参考】 秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム

3 ページ抜粋

【公的医療機関等】

区分	医療機関名
大学病院	秋田大学医学部附属病院
グループⅠ 秋田市内の医療機関	市立秋田総合病院 秋田赤十字病院 秋田厚生医療センター 中通総合病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター 秋田県立医療療育センター 中通リハビリテーション病院 五十嵐記念病院
グループⅡ 医師少数区域等の臨床研修病院	大館市立総合病院 市立角館総合病院 市立横手病院 能代厚生医療センター 由利組合総合病院 大曲厚生医療センター 平鹿総合病院 雄勝中央病院 本荘第一病院

【参考】 秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム

3 ページ抜粋

グループⅢ 医師少数区域等の 医療機関 (グループⅡ以外)	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大館市立扇田病院 男鹿みなと市民病院 市立大曲病院 市立田沢湖病院 市立大森病院 町立羽後病院 かづの厚生病院 北秋田市民病院 湖東厚生病院 秋田労災病院 国立病院機構あきた病院 能代山本医師会病院 J C H O 秋田病院 藤原記念病院 佐藤病院 大曲中通病院 横手興生病院 市町村立診療所
--	--

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

2 背景・趣旨

(2) 制度運用の現状

- 心臓血管外科医療に従事している医師は、返還免除要件を満たさないまま数年以上経過している状況が続いている。
- 今年3月に開催した「令和5年度第1回秋田県地域医療対策協議会医師配置調整部会」で出席委員から心臓血管外科（一部診療科）に従事する医師に対する返還免除要件の例外的取扱いが必要である旨の意見あり。

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

3 県の医療提供体制等

- 心血管疾患の手術を実施する医療機関は、秋田周辺圏域（秋田市内）に集中しており、特に急性大動脈解離の手術を実施する医療機関は秋田大学医学部附属病院に限られている。
- 大動脈解離については、秋田大学医学部附属病院で緊急の外科的治療に常時対応していることから、医療体制の圏域は三次医療圏（県全域）で設定している。

心臓血管外科医師が秋田市外で従事することは見込めない

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

4 例外的取扱い案

知事が指定する公的医療機関等について、心臓血管外科医師に限定して、指定先を秋田市内の医療機関にも拡大する。

(1) 取扱いの要件

①心臓血管外科専門医を取得していること

②心臓血管外科医師としての業務に従事すること

※いずれも満たすものとし、証明する書類の提出を求める。

(2) 対象期間

令和7年度以降の従事から例外的取扱いの対象とする。

修学資金貸与医師の知事指定従事の見直しについて

5 キャリア形成プログラムの改正案（2 ページ該当箇所抜粋）

【改正前】

④指定先は、現在（令和6年4月）のところ、医師少数区域等の公的医療機関等（3 ページの表グループⅡまたはⅢ）となります。



【改正後】

④指定先は、現在（令和7年4月）のところ、（略）

なお、心臓血管外科専門医を取得し、かつ、心臓血管外科医師としての業務に従事する場合は、医師多数区域の公的医療機関等（大学病院またはグループⅠ）も指定先となります。